

陳情第 15 号

陳 情 書

2024年10月 2/日

田中 義 會議議長 殿

指定管理者の南栄道路の経費説明を求めたが、

第1 陳情の趣旨

1 次のことについて、明らかにすることを求める。

1) 指定管理者が管理する各「公の施設」に付随する、行政手続条例第7条の「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない」の『期限の利益』の保障となる「事務所」の位置が、条例で定められているか。

2) 当該指定管理者が管理する各「公の施設を利用する権利に関する処分」について、「指定」処分者である行政庁の「管理に属さない行政庁」である指定管理者がした当該「処分」を「取り消し、又は停止することができる」か。

3) 当該指定管理者は、協定書により、数年間の有期的存在であり、期間満了をもってその指定管理者は消滅するから当該「管理に属さない行政庁」も消滅するか。

4) 協定書は、それにより指定管理者は「受託業務」を履行し、委託行政庁は対価としての「委託料」を支払うという、両者の共同行為によって成立する「双務契約」であるか。

5) 委託行政庁は対価としての「委託料」を支払わないという、両者の共同行為によって成立する協定書は「片務契約」であるか。

6) 指定管理者における、労働基準法第107条（労働者名簿）、同法第108条（賃金台帳）、同法第109条（記録の保存）の規定に基づく、「各事業場ごとに」法定帳簿を調整・保存する義務者である「使用者」名は、何か。

7) 指定管理者は、労働基準法が規定する法定帳簿を「事業場ごとに」調整・保存しているか。

8) 消費税法第5条は「1 事業者は、国内において行つた課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある。」と規定するが、指定管理者は、当該消費税納税義務者としての「事業者」であるか。

~~9) 指定管理者は、前項の「事業者」として、~~

10) 指定管理者が管理する以前には、各「公の施設」で行政庁の財源として収入とされ、地方財政法第3条第2項の規定により、「予算に計上」されていた公金について、指定管理者が管理した以後にも、委任行政庁の財源として公金の収入とされ、「予算に計上」されているか。

11) 受任行政庁としての指定管理者は、その者が管理する各「公の施設」の業務として、

地方自治法第153条に基づく「普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部」について、委任行政庁の「委任」を受けて行っているか。

12) 当該各「公の施設」の業務の従事者の職務行為には、国家賠償法が適用され得るか。

13) 当該指定管理者が管理する各「公の施設」の職員は、刑法第7条第1項の「公務員」であるか。

14) 当該指定管理者が管理する各「公の施設」は、刑法第7条第2項の「公務所」であるか。

15) 将棋においては、「歩」が「敵陣に侵入」という要件を満たせば「と金」に「成り」、その性格が「金」と同化する「変動をもたらす」が、指定管理者においては、条例の「読み替え」規定により、指定管理者が、地自法第153条第2項の「行政庁の設置条例」制定もなく、私的団体としての「法人その他の団体」（地自法第244条の2第3項）としての法的地位から、行政庁としての「市長」等と同格の、地自法第244条の4の「以外の機関」である「行政庁」への「法的地位の変動をもたらす」偽装であり、将棋においては「敵陣侵入」が「と金」変身の要件であるところ、「行政庁設置条例」制定要件を満たさないでも、同「以外の機関」が成立するという解釈であるか。

16) 「行政庁設置条例」制定要件は、地方自治法第4条、同法第153条、同法第154条の2、同法第155条等に基づくものであるか。

17) 行政庁が協定書で、指定管理者に「管理委託料を支払わない」とするものはあるか。

18) すべての指定管理者は、「会計を独立」させているか。

19) 指定管理者が「会計を独立」させていないものは、何件あり、その理由は何か。
行政庁は、全ての開発道路を管理しているか。

20) 行政庁が事業者として直営している「公の施設」と直営していない「公の施設」は、それぞれ何件あるか。

21) 行政庁が直営していない「公の施設」とは、事業者が行政庁から指定管理者に変わったということか。

22) 行政庁が管理していない開発道路は、何件あるか。

23) 開発道路で、行政庁が管理していない理由は何か。

24) 全ての開発道路は、国家賠償法第2条の「道路」であるか。

25) 全ての開発道路について、固定資産税は、免除されているか。

26) 開発道路について、固定資産税が課税されているのは何件で、総額はいくらか。

第2 諸願の原因

1 関係法令について、次のものがある。

【行政事件訴訟法第11条（被告適格）】

処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者

を被告として提起しなければならない。

一 処分の取消しの訴え当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体

二 裁決の取消しの訴え当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。】

【行政手続条例第7条（申請に対する審査、応答）

行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。】

【地方自治法第4条

地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

③ 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。】

【地方自治法第153条

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

② 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。】

【地方自治法第154条の2

普通地方公共団体の長は、その管理に属する行政庁の処分が法令、条例又は規則に違反すると認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。】

【地方自治法第155条

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

② 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

③ 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【地方自治法第156条

普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

② 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

③ 第4条第2項の規定は、第1項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。】

【地方自治法第244条の4（公の施設を利用する権利に関する処分について）

普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。】

【労働基準法第107条（労働者名簿）

使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。② 前項の規定により記入すべき事項に変更があつた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。】

【労働基準法第108条（賃金台帳）

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。】

【労働基準法第109条（記録の保存）

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。】

【地方財政法第3条（予算の編成）

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。】

【国家賠償法第1条

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。】

【刑法第7条（定義）

この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。

2 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。】

【羽村市農産物直売所条例第6条（使用の承認）】

直売所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。】

【羽村市農産物直売所条例第25条（準用規定）】

第4条から第7条まで、第9条及び第22条第2項の規定は、第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条及び第5条中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条及び第9条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第22条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。】

【国家賠償法】

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。】

第3 陳情の理由

- 1 指定管理者制度に関する疑義がある。
- 2 開発道路に関する疑義がある。